

平成29年4月1日 制定

## 評議員報酬等規程

社会福祉法人海山会

## 評議員会報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海山会の役員の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員をいう。

### (評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員会に出席した場合は別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 理事長及び理事等が評議員会への説明業務を行った場合は、各報酬規程に基づき支給する為、この規程には該当しない。

### 附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 海山会 評議員 別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会 出席報酬等	日額 4,000 円	日額 1,000 円